

公告

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 49 第 1 項の規定により、平成 29 年 6 月 27 日から特定個人情報の提供の求め等の事務に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 23 条第 1 項に規定する電子計算機及び同法第 2 条第 14 項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（本県に置いている執行機関が行う事務を含む。）を地方公共団体情報システム機構に行わせることとしました。

平成 29 年 6 月 27 日

長野県知事 阿 部 守 一